

## 伊勢崎市

## 中小企業季節資金 信用保証料補助金

物価高騰の影響を受ける事業者を支援し、地域経済の好循環の実現を目的として、中小企業季節資金の融資実行を受けた事業者に対し、保証協会へ支払う保証料を補助します。

## 事業概要

**中小企業季節資金の借入時に群馬県信用保証協会の保証付きとした場合、夏季資金・年末資金それぞれ事業者に対して保証料相当額(全額)の補助を行います。**

※例えば夏季800万、年末800万の融資を申し込んだ場合、1,600万円の融資にかかる保証料に対して補助を行います。

※補助金の上限額及び売上減少等の条件はありません。

※中小企業季節資金の制度概要は市ホームページでご確認ください。(中小企業者・勤労者への融資)

## 補助対象となる方

中小企業者(個人・会社)市内に主たる事業活動を行う店舗、工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一の事業を営んでいる者

※中小企業信用保険法第2条第1項第1,2,5号に定めるもの(保証協会の保証対象業種と相違する場合があります)

## 補助対象となる融資の申込期間(事業者→金融機関)

夏季資金 6月1日(木)から8月31日(木)まで

年末資金 11月1日(水)から1月31日(水)まで

## 補助金の申請期間(事業者→市)

**6月1日(木)から2月29日(木)まで**

※夏季資金・年末資金の両方をご利用する方は、まとめて申請することができます。

※年末資金を利用しない方は、夏季資金の実行を受けた時点で申請することができます。▲市ホームページ



## 必要書類

- 交付申請書兼誓約書(様式第1号)
  - 信用保証決定を確認できる書類の写し(夏季・年末それぞれ)
  - 補助金請求書(様式第2号)
  - 融資実行を確認できる書類の写し(夏季・年末それぞれ)
  - 市税に滞納がないことの証明書
  - 通帳のコピー(通帳を1枚めくったページ、融資実行額及び信用保証料振込額を確認できるページ)
- ※交付申請書兼誓約書、補助金請求書の様式は、市ホームページからダウンロードしてください

## 申請方法

商工労働課窓口で提出又は郵送  
※郵送の場合、2月29日必着

宛先：372-8501  
伊勢崎市今泉町二丁目410  
商工労働課融資労政係

【問い合わせ先】  
伊勢崎市産業経済部商工労働課 融資労政係  
TEL:0270-27-2755  
FAX:0270-23-7382  
E-mail: shoukou@city.isesaki.lg.jp

